

昭和六十一年五月三十日受領  
答 弁 第 二 一 七 号

内閣衆質一〇四第二七号

昭和六十一年五月三十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂 田 道 太 殿

衆議院議員矢山有作君提出東大農学部コンピューター問題についての虚偽回答に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員矢山有作君提出東大農学部コンピューター問題についての虚偽回答に関する質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘のように、昭和六十年六月十二日の東京大学農学部附属生物環境制御システムセンターの運営委員会（以下「運営委員会」という。）において、昭和五十九年十二月十七日の運営委員会「記事要旨（案）」が提案されたが、同「記事要旨（案）」は、一部委員から記載内容について異論が出されたため、承認されず、その後も運営委員会において承認されていないことから、御指摘の両教授は議事録は存在しないとの所見を述べたものであると承知している。

法務当局としては、御主張の事実関係のみでは、犯罪が成立するとは考えられない。

二について

御指摘の点について改めて調査したところ、昭和五十九年七月十九日の運営委員会において、機種更新のための検討を開始することが承認され、同年十月十七日に第一回機種選定小委員会が開催されていたことが判明した。

御指摘の答弁書を送付した時点において、この事実が了知されていなかったことは、遺憾であると考えている。

法務当局としては、御主張の事実関係のみでは、犯罪が成立するとは考えられない。  
右答弁する。